

令和4年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行事業協定書（案）

高松市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、住民サービスの向上及び地域社会への貢献を図るため、令和4年度版高齢者のためのあんしんガイドブック（以下「ガイドブック」という。）の発行に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、官民協働の精神に基づき、協働してガイドブックを制作し、受注者より発注者に納入するものとする。発注者が確認の上で受領することにより、この協定に基づく各々の役務を完了する。
- 2 発注者及び受注者は、この協定書及び別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、協定の内容を誠実に履行しなければならない。
 - 3 受注者は本協定の履行に関して、発注者から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（ガイドブックの制作等）

- 第2条 ガイドブックの発行年月、規格、数量等は、仕様書のほか、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- 2 発注者又は受注者の都合により仕様を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、仕様の変更ができるものとする。ただし、仕様の変更により費用等が発生する場合は帰すべき各々が負担する。
 - 3 発注者は、ガイドブック制作に係る必要な情報を受注者に提供するものとする。
 - 4 受注者は、ガイドブックに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、ガイドブックを制作するものとする。
 - 5 受注者は、ガイドブックの制作に要する費用を負担するものとする。ただし、発注者が受注者に提供する情報作成費用は、発注者の負担とする。
 - 6 発注者は、ガイドブックに掲載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。
 - 7 ガイドブックの校正作業は、発注者と受注者が協力して行い、発注者の校了をもって印刷に着手するものとする。

（広告の募集等）

- 第3条 ガイドブックに掲載する広告の仕様及び内容は、法令及び「高松市広告掲載要綱（平成30年4月1日施行）」の規定を満たすものとする。
- 2 受注者は、広告主を募るに当たって、協働を基本に発注者と協力し、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。
また発注者は、地域団体や有力企業等に対し協力要請を行い、受注者の支援を行うものとする。
 - 3 受注者は、広告募集活動において、事前に発注者の承諾を得た上で発注者の市章等を使用することができる。

（ガイドブックの発行に関する責任）

- 第4条 発注者及び受注者は、ガイドブックの発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- 2 発注者は、受注者に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
 - 3 受注者は、広告掲載者に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
 - 4 受注者は、広告販売状況のいかんを問わず、ガイドブックを発行しなければならない。

（発行の見直し等）

- 第5条 ガイドブックの発行は、協働を基本として実施する。ただし、次に掲げる事項によりその発行に不適切な事情が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発行の全部又は一部を中止することができる。
- （1） 社会情勢の変動

- (2) 受注者が暴力団又は暴力団若しくはその構成員等に、作成並びに広告の募集等をさせたとき
- (3) 発注者又は受注者の責めに帰する理由

(電子書籍等への転用)

第6条 ガイドブック又はガイドブックに掲載された情報については、電子書籍等へ転用することができるものとする。また、発注者は、ガイドブックに掲載された情報を、受注者から無償で提供を受け、市が制作する媒体（Webサイト、市報、パンフレット等）に掲載することができるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(著作権の帰属)

- 第9条 発注者が提供する行政情報等の著作権は、全て発注者に帰属し、受注者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、発注者の許可を得るものとする。
- 2 受注者が制作する情報や広告の著作権は、受注者に帰属し、発注者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、受注者の許可を得るものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第6条に関連する場合は手続を省略するものとする。

(機密の保持)

第10条 発注者及び受注者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第11条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第12条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書の定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があると知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

- 第13条 受注者は、この協定の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者

に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この協定について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 暴力団等

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為

不当又は違法な要求その他この協定の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

（協定の期間）

第14条 協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

（その他）

第15条 ガイドブックは、発注者と受注者の信義誠実を基本として発行するが、この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

発注者 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市
高松市長 大西秀人

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○○○○○ ○ ○ ○ ○